

一般財形（期日指定定期）預金

平成26年1月6日現在適用中

1. 商品名	財形形成期日指定定期預金										
2. ご利用いただける方	当行と財産形成預金の取扱契約を締結した事業所に雇用される勤労者の方										
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・積立期間は3年以上で年1回以上預入れが必要です。 ・預入れの都度、預入日を1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金を作成します。 ・最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入がある場合にはこれを合算した金額をもって、前回と同様の期日指定定期預金に自動継続します。 ・前項の継続時に最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動継続します。 										
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>事業主が勤労者に支払う給与（含賞与）から天引きして預入します。</p> <p>100円以上 1円単位</p>										
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として預入開始後1年間は払戻しできません。 ・この預金の継続停止の申し出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。（資金用途の制限はありません。） <p>① 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日に指定できます。満期日を指定する場合は、取引店に対してその1か月前までに通知が必要です。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額となります。</p> <p>② 満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。</p>										
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税	<p>預入金額毎に期日指定定期預金で運用し、預入時（または自動継続時）の店頭表示金利を満期日まで適用します。</p> <p>満期日以後に一括して支払います。</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨）で1年毎の複利計算により算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。 ・利子非課税の制度は適用されません。 										
7. 手数料	—										
8. 付加できる特約事項	—										
9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、各預入金額毎に以下の中途解約利率により利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）の6か月後の応当日の前日までで解約する場合 解約日における普通預金の利率</p> <p>(2) 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入時の2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>預入時の2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>預入時の2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>預入時の2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>預入時の2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>（小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）</p>	6か月以上1年未満	預入時の2年以上利率×40%	1年以上1年6か月未満	預入時の2年以上利率×50%	1年6か月以上2年未満	預入時の2年以上利率×60%	2年以上2年6か月未満	預入時の2年以上利率×70%	2年6か月以上3年未満	預入時の2年以上利率×90%
6か月以上1年未満	預入時の2年以上利率×40%										
1年以上1年6か月未満	預入時の2年以上利率×50%										
1年6か月以上2年未満	預入時の2年以上利率×60%										
2年以上2年6か月未満	預入時の2年以上利率×70%										
2年6か月以上3年未満	預入時の2年以上利率×90%										
10. その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日における普通預金金利により計算します。										
11. 預金保険	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。（預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。）										
12. 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109</p>										

金利については窓口でお問い合わせください。